

適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 21 年 4 月 16 日

会社名 株式会社電業社機械製作所
(コード番号 6365 東証第 2 部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 当社の適時開示に係る基本姿勢

当社は株主、投資家等のステークホルダーに対する情報開示に関し、「電業社行動指針」等において、PR、IR等の活動を通じて情報公開に努め、公正かつ誠実な信頼関係の構築と維持に努めることとしており、これを当社グループの基本方針としています。

当社は適時開示対象となり得る会社情報を漏れなく収集し、適時開示対象か否か及び開示時期の判定並びに開示内容の検討・決定を行うための体制として、情報管理者、情報取扱責任者、情報開示委員会を設置するとともに、情報開示を実施するための手順については「適時開示・法令開示情報取扱規定」を定めています。

また、適時開示対象となり得る会社情報の管理とインサイダー取引の未然防止を目的とした「内部者取引防止規定」を定め、適時開示規則、金融商品取引法などの関連法令等を遵守すべく努めております。

2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社では適時開示に係る社内体制について、「適時開示・法令開示情報取扱規定」に定めており、その概要は以下のとおりです。

(1) 情報管理者

執行役員、子会社社長は情報管理者として以下の役割を担う。

- ・執行役員は、担当部門における適時開示対象となり得る会社情報を収集し、情報取扱責任者に報告する。
- ・子会社社長は、子会社全体の適時開示対象となり得る会社情報を収集し、情報取扱責任者に報告する。

(2) 情報取扱責任者

広報を担当する執行役員は情報取扱責任者として以下の役割等を担う。

- ・情報管理者から報告を受けた適時開示対象となり得る会社情報の管理、開示対象であるか否か及び開示時期についての判定並びに開示内容の作成を行い、「情報開示委員会」に上程する。
- ・「情報開示委員会」の決定を受け、またその情報の種類によっては取締役会の決議の後、適時開示を行う。
- ・開示した情報について、訂正や更新の必要が生じた場合は適切な対応をとる。
- ・情報管理者への指導・教育を通じて、当社グループ内における適時開示に関する手続きの周知徹底を行う。

(3) 情報開示委員会

当委員会は代表取締役社長、情報取扱責任者、その他必要に応じて代表取締役社長が認めた者により構成され、以下の協議・決定等を行う。

- ・情報取扱責任者より上程される適時開示対象会社情報に関する開示内容について協議を行い、決定する。
- ・開示を決定した情報の種類によっては、取締役会への付議・報告を行う。

適時開示に係る社内体制の概要図は以下のとおりです。

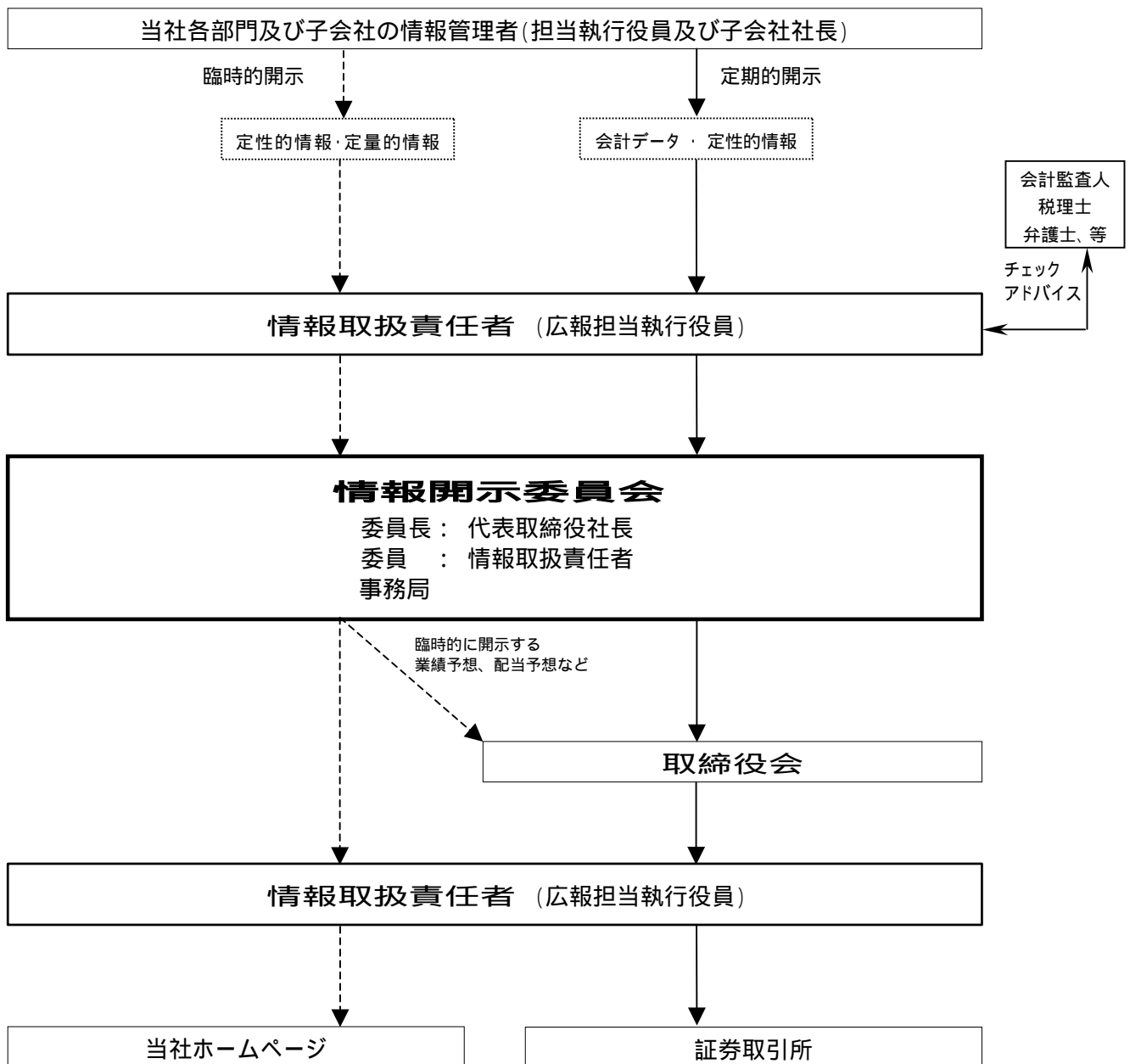
(適時開示に係る社内体制の概要図)

定期的に関示する会社情報

- ・ 決算、業績予想、配当予想に関する定性的・定量的情報

臨時的に関示する会社情報

- ・ 決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、一部の業績予想、配当予想に関する定性的・定量的情報



以上